

個人防護具の備蓄について①

資料 2

(1) 事業概要

- コロナ発生初期は個人防護具が不足し、医療ひっ迫の要因に。需給バランス回復まで4カ月を要した。
⇒有事に医療機関に配布する個人防護具を備蓄し、感染症発生初期の医療提供体制を確保
- 国が示した備蓄水準に基づき、計画的に備蓄を行う

①国が示す備蓄水準（初動1か月分）

○国がコロナ時に都道府県に緊急配布した実績を踏まえ、備蓄水準を設定

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーション ガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
1,117,600枚	86,700枚	206,500枚	112,600枚	3,992,400枚

令和6年9月4日 厚生労働省事務連絡「各都道府県における個人防護具の備蓄水準について」

②備蓄体制の考え方

- 多様な主体による備蓄を確保する観点から以下のとおり備蓄を進める
 - ・医療機関：協定締結医療機関における備蓄（2か月分推奨）・・・G-MISで把握（年1回程度）
 - ・都道府県：初動1か月目に不足する物資を備蓄 → 緊急時に県内医療機関等に配布
 - ・国：2か月目以降供給回復（4か月目）までの間に必要な物資を備蓄

③県の備蓄量（初動1か月分）

- ・備蓄水準から協定締結医療機関備蓄量を控除（備蓄水準の最大70%まで控除）した量を備蓄

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーション ガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
522,765枚	26,010枚	61,950枚	33,780枚	1,197,720枚

個人防護具の備蓄について②

(2) 県の備蓄量（詳細）

○初動1か月目に不足する物資を備蓄 → 緊急時に県内医療機関等に配布※

※配布先 ・病院、診療所（歯科含む）、薬局、訪問看護事業所、助産所

・協定締結医療機関以外の医療機関を含む

○備蓄水準から協定締結医療機関備蓄量を控除（備蓄水準の最大70%まで控除）した量を備蓄

○個人防護具の使用期限(5年間)を念頭に4年間かけて県の必要量を備蓄

・1年目の備蓄は5年目に処分（譲渡を想定）し、入れ替え

< 県の備蓄量 >

(枚)

	サージカルマスク	N95マスク	アイソレーション ガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
備蓄水準①	1,117,600	86,700	206,500	112,600	3,992,400
協定締結医療機関備蓄量 (1か月分) ②※R6.9.30時点	594,835	68,300	227,651	133,031	2,973,275
備蓄水準に対する 協定医療機関の保有割合③	53%	79%	110%	118%	74%
控除可能上限④ (①の70%)	782,320	60,690	144,550	78,820	2,794,680
富山県の備蓄量⑤	522,765 (47%)	26,010 (30%)	61,950 (30%)	33,780 (30%)	1,197,720 (30%)

< 県内の医療機関数 > ※R6.9.30時点

(機関)

	①県内全医療機関数	(①のうち) ②協定締結医療機関数	(②のうち) ③備蓄の項目を 定めている医療機関	④協定締結医療機関 以外
病院	103	74	63	29
診療所（歯科診療所を含む）	767	294	270	473
薬局	530	475	446	55
訪問看護事業所	112	53	8	59
助産所	49	0	0	49
計	1,561	896 (57%)	787 (50%)	665 (43%)

